

制度全般編

認証制度（制度全般編） Q & A

令和3年7月16日現在

最終改正部分はアンダーライン

<制度の概要>

Q 1 制度の概要は？

- 国から示された「感染対策に係る認証の基準（案）」をベースに、秋田県の認証基準を、保健所長等や業界団体等の意見を聴き、策定しました。

（認証の流れ）

- ① 飲食店からの申請
- ② 感染防止対策の実施状況を施設確認
- ③ 基準に適合すると認めるときは認証書を交付
- ④ 施設名をウェブサイトで公表

Q 2 認証制度を創設する目的は何か？

- 適切な感染防止対策を講じる飲食店を県が認証することにより、飲食店における感染防止対策の徹底を図るとともに、県民の方々が安心して利用していただくことを目的としています。

Q 3 施設が安全であることを宣言するのか？

- 国の認証基準（案）の全ての項目が確実に行われている飲食店は、感染者が来店しても感染拡大を防止できるという一定のエビデンスが得られているとされています。
- 感染対策が確実に実行されていることを県が確認、認証することによって、感染リスクを低減させ、お客様が安心して利用していただく環境が整います。
- 手指の消毒など、お客様に協力をいただくことで達成できる基準もあることから、認証店舗において新型コロナウイルス感染症が発生しないことを保証するものではありません。お客様の協力も重要です。

Q 4 認証制度の実施期間は？

- 申請期間：令和3年5月28日～令和4年2月28日
- 認証有効期間：認証された日～令和5年3月31日

Q 5 認証の取得は義務か？

- 義務ではありません。
なお、認証取得のために必要な感染防止対策を講ずることにより、飲食における感染リスクを低減させることが可能です。利用者及び従業員の安心を確保するために、積極的な認証取得をご検討ください。

<対象店舗について>

Q 6 対象になる飲食店の要件は？

- 客席を設けて食事等を提供する県内の飲食店
(本社が県外であっても、県内の施設は対象)

[対象となる業態の例]

- ・ 客席を設けているコンビニのイートインコーナー
- ・ 宿泊施設内に設けられている飲食施設
- ・ 大型商業施設等のフードコート
- ・ 飲食業の許可を得て、飲食物の提供を行っているカラオケボックス

[対象とならない業態の例]

- ・ 特定の者を対象とする集団給食施設
- ・ 持ち帰り、宅配、仕出しのみで、客席を有しない施設
- ・ キッチンカー、屋外イベントで、客席を有しない施設

- ご不明な点は、
秋田県新型コロナウイルス感染防止対策飲食店認証事務局へお問い合わせください。

<申請について>

Q7 どのように申請したらよいですか？

- 申請書に必要事項を記入し、認証基準の自己チェックを実施した記録、食品衛生法の営業許可証の写しを添付し、郵送又は電子メール（メール info@akita-ninshou.jp）で申請してください。
8月上旬をめどに電子申請サイトを開設します。

（提出先）

〒010-0921 秋田市大町三丁目4-1

マニユライフプレイス秋田5階

秋田県新型コロナウイルス感染防止対策飲食店認証事務局

電話018-896-6622（平日9:30～17:30）

Q8 申請に費用はかかるか？

- 申請及び認証について、費用はかかりません。

Q9 申請書はどこでもらえるか？

- 専用ホームページからダウンロード出来ます。
また、認証事務局に問い合わせいただければ、郵送いたします。

Q10 施設確認は、いつ実施されるか？

- 申請後、委託業者から連絡し、日程調整をします。
なお、認証後に感染防止対策の実施状況を確認するため、通告なく施設確認をする場合があります。

Q11 施設確認で不適となった場合、認証してもらえないのか？

- 一回の施設確認により不適になった場合であっても、不認証とはせず、施設の改善等が図られた後、再度施設確認を実施します。

Q13 認証を得た後に、基準を遵守していないことなどの情報提供があった場合にはどのように対応するのか？

- 調査員が、確認の施設確認を実施し、改善が図られない場合は、県が認証の取り消しを行う場合があります。

Q14 アクリル板やCO₂センサーなど、設備を導入する費用について補助はありますか？

- 飲食店への助成については、産業労働部商業貿易課が創設しています。補助制度についても、事務局で相談等を受付けますので、お問い合わせください。
なお、宿泊業の方は、別の制度をご利用できますので、一般社団法人秋田県観光連盟（電話018-860-2267）にお問い合わせください。